

# 令和8年度 市民税・県民税申告のご案内

このご案内をご確認いただき、申告する方は、令和8年3月16日（月）までに申告をしてください。  
なお、このご案内は、前年度に市民税・県民税申告書を提出された方に送付しています。

## 市民税・県民税の申告が必要な方

下記の方以外は、市民税・県民税の申告が必要となります！

- 1 所得税及び復興特別所得税の確定申告を行う方
- 2 給与収入のほかに収入がなく、追加の控除がない方  
※勤務先から給与支払報告書の提出が君津市にある方に限ります。
- 3 公的年金等の収入のほかに収入がなく、追加の控除がない方  
※支払者から公的年金等支払報告書の提出が君津市にある方に限ります。
- 4 給与と公的年金等の両方の収入がある方で、ほかに収入がなく、追加の控除がない方  
※各支払者より支払報告書の提出が君津市にある方に限ります。
- 5 君津市に住んでいる方の税法上の同一生計配偶者又は扶養親族とされた方で、収入がなかった方

## 所得がなくても申告を

所得がない場合でも市民税・県民税の申告をしておくと、次のような利点があります！

- 国民健康保険税が軽減されたり、国民年金保険料の納付が申請により免除される場合があります。
- 児童手当や児童扶養手当、子ども医療費助成、障害基礎年金、高額療養費などを受けるときの資料になります。
- 課税（非課税）証明書の交付が受けられます。（使用例：融資、扶養認定、公営住宅入居、保育園や幼稚園の入園手続き等）

### 【所得がなかった場合の記入方法】

- (1) 表面 氏名、生年月日、電話番号を記入してください。
- (2) 表面「2 所得金額 ⑫ 合計」欄に「0」と記入してください。
- (3) 表面 扶養控除などの控除項目に該当がある場合は、記入してください。
- (4) 裏面 「① 所得のなかった人の事項」 欄の該当する項目を記入してください。

## 申告に必要なもの

### 1 収入や経費のわかる書類（源泉徴収票、収支明細書など）

※源泉徴収票等については申告書に収入金額、控除の内訳、支払者名を転記するか、写しを添付してください。  
なお、申告相談をされる方は、申告書の作成に源泉徴収票等が必要となりますので、忘れずにお持ちください。  
※営業等、農業及び不動産の所得について申告相談をされる方は、事前に収入金額と必要経費を集計してください。

### 2 所得から控除できるものが確認できる書類

- 必要な書類が確認できなかった場合は、所得控除が適用されません。
- 国民年金保険料や国民年金基金の控除証明書
- 生命保険料や地震保険料などの控除証明書
- 国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの領収書  
(令和7年1月1日から12月31日までの納付金額を証するもの)
- 障害者手帳（郵送の場合は写し）や障害者控除対象者認定証明書
- 医療費控除の明細書（領収書の添付は必要ありません。医療費通知の添付は可。）  
※医療費控除の明細書は、国税庁のホームページよりダウンロードできます。（「医療費控除の明細書」で検索）
- 国や地方公共団体（ふるさと納税）などから交付を受けた寄附金の受領証（領収書）など

### 3 本人確認書類（下記のいずれか） ※郵送の場合は写しを添付してください。

- マイナンバーカード（表面と裏面の両方の写しを添付してください。）
- 通知カード（住所や氏名等の記載内容が住民票と一致している場合に限る。）及び運転免許証等の顔写真付きの身分証明書
- マイナンバーが記載された住民票の写し及び運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

## 電子申告がスタート！！

「マイナンバーカード」を利用してスマホやパソコンから市民税・県民税に関する申告ができます。

- 申告者を特定・確認するため電子申告にはマイナンバーカードが必要です。
  - ・券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）
  - ・署名用電子証明書用パスワード（英数字6～16桁）  
上記2点の入力が必要です。
- 申告内容を確認するため、源泉徴収票など所得金額の分かるものや保険料控除証明書などが必要です。
- 申告受付完了等の連絡を受信するためのメールアドレスが必要です。

詳しくは下記ホームページをご覧ください。



## 郵送による提出のお願い

申告受付会場は、混雑が予想されますので、郵送での申告にご協力ください！！

作成済みの申告書及び「申告に必要なもの」を必ず同封の返信用封筒で郵送してください。

<注意事項>

- 申告内容についてお尋ねすることがありますので、申告書には必ず電話番号を記入してください。
- 受付印が押された申告書の控えが必要な方は、返信先を記入し切手を貼った返信用封筒及び申告書の写しを同封してください。

## 申告受付会場等

<申告受付会場へご来場の際の注意事項>

- 今年から、市役所（5階大会議室）で申告を受け付ける日は、午前8時30分から正面玄関（南側入口）で整理券を配付します。

なお、申告受付開始（午前9時）以降は、5階大会議室の申告相談会場で整理券を配付しますので、ご注意ください。

※申告受付会場が市役所以外の場合は、これまでどおり午前8時から受付会場入口で整理券を配付します。

- 混雑緩和のため、原則として対象地区の会場にて申告するようご協力をお願いします。

ただし、対象地区の期日での来場が困難な方については、対象地区以外の会場であっても申告できます。

- 市役所5階の申告受付会場開設時には、担当職員が不在となるため、1階課税課窓口で申告を受け付けられません。

ただし、3月9日（月）は市役所課税課で市民税・県民税の申告相談を受け付けます。

- 以下に該当する方は、木更津税務署が開設する申告会場をご利用ください。（市の会場では受け付けできません。）

◆土地・建物、株式及び金地金などの譲渡所得がある方 ◆青色申告決算書の作成に関する相談をされる方

◆住宅借入金等特別控除の初年度適用の方 ◆変動所得や臨時所得のある方 ◆準確定申告（亡くなった方の申告）の方

詳しくは、広報きみつ2月号又はホームページをご確認ください。

※2月13日までは、市民税・県民税申告書のみ、課税課（市役所1階5番窓口）で受け付けます。

期日	対象地区	会場	相談・受付時間
2月16日（月）	外箕輪・宮下・小山野・常代・浜子・六手・皿引・尾車 草牛・馬登・大山野・作木・山高原	市役所5階大会議室	午前8時30分から正面玄関（南側入口） 午前9時～午後3時
2月17日（火）	三直・内箕輪・内蓑輪・八重原・法木作・南子安		
2月18日（水）	杣師・久保・北久保・南久保・貞元・八幡・新御堂・杉谷 郡・小香・上湯江・下湯江・中富		
2月19日（木）	坂田・東坂田・西坂田・人見・君津台・大和田		
2月20日（金）	北子安・中野・台・陽光台・高坂		
2月24日（火）	久留里市場・小市部・怒田・川谷・久留里大谷・吉野	上総地域交流センター	午前9時～午後3時
2月25日（水）	久留里・浦田・久留里大和田・向郷・芋窪・栗坪・富田・愛宕		
2月26日（木）	高水・黄和田畠・蔵玉・釜生・滝原・折木沢・坂畠 草川原・藤林・川俣・豊田・笹・香木原		
2月27日（金）	東日笠・二入・辻森・大岩・正木・奥米・宿原・怒田沢 旅名・豊英	清和地域拠点複合施設 (おらがわ) 2階会議室	午前の部 午前9時～正午  午後の部 午後1時～午後3時
3月2日（月）	東粟倉・西粟倉・清和市場・市宿・日渡根・東猪原・西猪原 平田・植畠・西日笠・鹿野山		
3月3日（火）	大井戸・糸川・大野台・鎌滝・福岡・荻作・塚原・行馬 根本・小糸大谷・長石・法木		
3月4日（水）	山本・西原・賀恵渕・戸崎・岩出・寺沢・青柳	小櫃公民館	午前9時～午後3時
3月5日（木）	箕輪・上新田・俵田・末吉・三田・長谷川・小櫃台		
3月6日（金）	平山・山滝野・大坂・広岡・大戸見・名殿・柳城・利根 大中・加名盛		
3月10日（火）	中島・白駒・泉・上・練木・大鷺・大鷺新田・大井・糠田	松丘コミュニティセンター	午前9時～午後3時
3月11日（水）			
3月12日（木）			
3月13日（金）			
3月16日（月）		市役所5階大会議室	午前9時～午後3時

## 問い合わせ先

君津市久保2丁目13番1号  
君津市財政部課税課 電話：0439-56-1122

申告書の書き方は、裏面をご確認ください。

# 1 ~ 2 収入・所得金額の内容

## 3 所得から差し引かれる金額の内容

⑦① 営業等 小売業、卸売業、製造業、修理業、サービス業、外交員、医師、弁護士、作家、畜産業、漁業などから生じる所得です。申告書裏面③「事業・不動産所得に関する事項」を記入の上、申告書表面⑦に収入金額を、①に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。 ＜必要なもの＞収入や必要経費がわかる書類（収支内訳書、経費の領収書等）	⑬ 社会保険料控除 あなたが生計を一にする配偶者その他の親族が負担することとなっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、退職後の任意継続保険料等で、前年中にあなたが支払った保険料がある場合に控除の対象となります。 ＜必要なもの＞保険者等が発行した控除証明書、領収書等	⑭ 生命保険料控除 新（旧）生命保険や介護医療保険、新（旧）個人年金保険で、前年中にあなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）がある場合に控除の対象となります。 (1) 旧契約（平成23年12月31日以前に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 <table border="1"><thead><tr><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>15,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr><tr><td>15,001円～40,000円</td><td>支払額 × 1/2 + 7,500円</td></tr><tr><td>40,001円～70,000円</td><td>支払額 × 1/4 + 17,500円</td></tr><tr><td>70,001円以上</td><td>35,000円</td></tr></tbody></table> (2) 新契約（平成24年1月1日以後に締結した保険契約等）に基づく場合の控除額 <table border="1"><thead><tr><th>支払った保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>12,000円以下</td><td>支払額全額</td></tr><tr><td>12,001円～32,000円</td><td>支払額 × 1/2 + 6,000円</td></tr><tr><td>32,001円～56,000円</td><td>支払額 × 1/4 + 14,000円</td></tr><tr><td>56,001円以上</td><td>28,000円</td></tr></tbody></table> (3) 旧契約と新契約の両方に加入している場合の控除額 一般生命保険又は個人年金保険料のそれぞれについて、次のいずれかを選択して控除額を計算してください。 旧契約のみ生命保険料控除を適用 (1) に基づき算定した控除額 新契約のみ生命保険料控除を適用 (2) に基づき算定した控除額 旧契約と新契約の両方について (1) に基づき算定した旧契約の控除額と 生命保険料を適用 (2) に基づき算定した新契約の控除額の合計額（最高28,000円） ※控除額 = (1) + (2) + (3) (最高70,000円) <必要なもの>保険会社等が発行した控除証明書	支払った保険料	控除額	15,000円以下	支払額全額	15,001円～40,000円	支払額 × 1/2 + 7,500円	40,001円～70,000円	支払額 × 1/4 + 17,500円	70,001円以上	35,000円	支払った保険料	控除額	12,000円以下	支払額全額	12,001円～32,000円	支払額 × 1/2 + 6,000円	32,001円～56,000円	支払額 × 1/4 + 14,000円	56,001円以上	28,000円	⑮ 地震保険料控除 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。 なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。 ※（B） = {（A） ÷ 4,000 (1円未満切り捨て)} × 4,000 ※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。 ＜必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票
支払った保険料	控除額																						
15,000円以下	支払額全額																						
15,001円～40,000円	支払額 × 1/2 + 7,500円																						
40,001円～70,000円	支払額 × 1/4 + 17,500円																						
70,001円以上	35,000円																						
支払った保険料	控除額																						
12,000円以下	支払額全額																						
12,001円～32,000円	支払額 × 1/2 + 6,000円																						
32,001円～56,000円	支払額 × 1/4 + 14,000円																						
56,001円以上	28,000円																						
⑦② 農業 米麦等の農産物、果樹などの栽培、農家が兼営する家畜から生じる所得です。申告書裏面③「事業・不動産所得に関する事項」を記入の上、申告書表面⑦に収入金額を、②に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。 ＜必要なもの>収入や必要経費がわかる書類（収支内訳書、経費の領収書等）	⑯ 地震保険料控除 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。 なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。 ※（B） = {（A） ÷ 4,000 (1円未満切り捨て)} × 4,000 ※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。 ＜必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑯ 地震保険料控除 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。 なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。 ※（B） = {（A） ÷ 4,000 (1円未満切り捨て)} × 4,000 ※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。 ＜必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票																				
⑦③ 不動産 地代賃、駐車場代、土地や家屋の権利金等の所得です。申告書裏面③「事業・不動産所得に関する事項」を記入の上、申告書表面⑦に収入金額を、③に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。 ＜必要なもの>収入や必要経費がわかる書類（収支内訳書、経費の領収書等）	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑯ 地震保険料控除 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。 なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。 ※（B） = {（A） ÷ 4,000 (1円未満切り捨て)} × 4,000 ※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。 ＜必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票																				
⑦④⑤ 利子配当 利子所得…公社債や預貯金の利子、公社債投資信託等の収益による所得です。申告書裏面⑤及び④に収入金額を記載して下さい。（源泉分離課税分は申告不要です。） 配当所得…株式（出資）の配当等の所得です。申告書裏面④「配当所得に関する事項」を記入の上、申告書表面④に収入金額を記入してください。 ※上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に係る所得の課税方式について、所得税の課税方式と一致させることになりますので、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑯ 地震保険料控除 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。 なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。 ※（B） = {（A） ÷ 4,000 (1円未満切り捨て)} × 4,000 ※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。 ＜必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票																				
⑦⑥ 給与 給与、賃金、賞与などの所得です。源泉徴収票の支払金額を申告書裏面⑦に、以下の表により計算した給与所得金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑯ 地震保険料控除 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。 なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。 ※（B） = {（A） ÷ 4,000 (1円未満切り捨て)} × 4,000 ※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。 ＜必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票																				
⑦⑦ 公的年金等（雑） 国民年金法・厚生年金保険法・国家公務員等の共済組合法などの法律に基づく年金と、恩給や過去の勤務に基づき雇用主から支給される年金などの所得をいいます。源泉徴収票の支払金額を申告書裏面⑦に、以下の表により算出した年金所得金額を⑦に記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑯ 地震保険料控除 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。 なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。 ※（B） = {（A） ÷ 4,000 (1円未満切り捨て)} × 4,000 ※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。 ＜必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票																				
⑦⑧ 業務（雑） 講演料、作家以外の原稿料、印税などの副収入による所得です。申告書裏面⑤「雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記載の上、申告書裏面⑦に収入金額を、⑧に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控除対象外）」欄に記入してください。	⑯ 地震保険料控除 損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除く。）又は長期損害保険契約の保険料がある場合に控除の対象となります。 なお、平成18年末までに締結した長期損害保険に地震保険を付帯した契約については、旧長期損害保険料又は地震保険料控除のどちらか一方の適用となりますのでご注意ください。 ※（B） = {（A） ÷ 4,000 (1円未満切り捨て)} × 4,000 ※所得金額調整控除の適用を受ける場合は、上記の表により計算した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除した額を⑥に記入してください。 ＜必要なもの>給与等の支払者から受領した給与所得の源泉徴収票																				
⑦⑨ その他（雑） 生命保険の年金（個人年金）など、他の所得に当てはまらない所得です。申告書裏面⑤「雑所得（公的年金等以外）に関する事項」を記載の上、申告書裏面⑦に収入金額を、⑨に収入金額から必要経費を差し引いた金額を記入してください。	⑰ 特定親族特別控除 19歳以上23歳未満（平成15年1月2日以後平成19年1月1日以前生まれ）の方のうち、一定の所得がある方は、右表のとおり控除対象となります。 ※16歳未満の扶養親族（平成22年1月2日以後生まれ）がいる場合は「16歳未満の扶養親族（控																						